

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	ニッコー株式会社
【英訳名】	N I K K O C O M P A N Y
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三谷 明子
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役サービス本部長 布川 一哉
【本店の所在の場所】	石川県白山市相木町383番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 三谷明子および最高財務責任者 布川一哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の各事業拠点における売上高の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3を超えた3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金およびたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

平成29年3月期の決算監査の過程において、当社住設環境機器事業のバンクチュール製品(システムバスルーム)に関する売上計上のタイミングについて、会計処理の前提となる事実の精査が必要となることが判明し、社内調査の結果、工事が完了していないにもかかわらず工事完了を仮装するために証憑書類を改ざんする等の行為により、バンクチュール製品の売上の前倒し計上が存在することが判明しました。

当社では、上記の事実を引き起こした内部統制の不備は、当社の財務情報に重要な影響を及ぼすこととなるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、前事業年度末日において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとする内部統制報告書を提出しました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、調査結果を踏まえ、以下のとおり再発防止策を推進してまいりました。

コンプライアンス教育

全従業員を対象として定期的に行っているコンプライアンス研修を強化し、従業員のコンプライアンス意識を向上および維持してきました。

組織構造

施工管理部がバンクチュール事業部の組織の中に存在し本来の機能を発揮できなかったことから、外部業者に工事現場の完了確認を委託することにより、牽制体制を強化しました。

内部通報制度の充実

当社社員に内部通報システム(ヘルプライン)の存在およびその意義を周知徹底し、不正行為への関与を要請された外部関係者に対しても周知させることで、内部通報システムの改善・充実と活性化を図りました。

業績モニタリングの強化

売上計上額に対する社内のモニタリングが機能していなかったことを踏まえ、毎月開催されるバンクチュール事業部業務会議に中期経営計画管理を主管とする役員が出席し、業績に対するモニタリングを実施しました。

内部監査等による社内チェック体制の強化

内部監査部門の従業員を増員し、事業部内の経理処理に関する定期的かつ、より深度のある監査を実施しました。

バンクチュール事業部における売上計上ルールの厳格化

売上計上に必要な書類等をバンクチュール事業部とは独立した部署で確認する体制にするとともに、改ざん困難なデータを含む複数の新たな資料の提出を売上計上の条件としました。また、この取り扱いを仕事定義書(当社における業務マニュアル)に反映させ、バンクチュール事業部の従業員に対して周知徹底を図りました。

その結果、当事業年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。